（別紙２）

保育園向け　児童発達支援評価票9

（利用者の皆様へ）
・お子様の、児童発達支援センター・はぴ児童発達支援事業所を利用するお子さんの保育園向けに、保育所の評価をしていただくものです。
・「はい」「どちらかといえばはい」「いいえ」「わからない」「日常的なはたらきかけをしていないようだった」の、5つのなかに評価をしていただいてください。

		チェック項目	はい	どちらかといえばはい	いいえ	わからない	ご意見
保育所等訪問	1	こどもの活動のスペースやトイレ等が適切だと思います。	26			1	
	2	職員の言葉掛は適切であると思います。	25			2	
	3	支援内容は、こどもにとってやさしく職員とのかかわりは（※1）になっていると思います。また、保護者向け研修等は、保護者等に対して、パンフレットなど情報提供等への配慮が適切になされていると思います。	24			3	
	4	日常的には、保護者と一緒に子育ての支援等になっていると思います。また、こども相談や親同士のかかわり交流がなされていると思います。	26			1	
児童発達支援センター・はぴ児童発達支援事業所	5	こどもがこども中心で遊び、こどもの特性等に応じた場所（自分の身を安全に守れるなど）になっていると思います。	27				
	6	実施中の活動している支援プログラム（※2）は、保護者向け親子支援等（※3）が行われていると思います。	26			1	
	7	こどもがこども中心で遊び、こどもと保護者のコーズ（目的）が明確に伝われるような、児童発達支援計画（個別支援計画）（※4）が作成されていると思います。	25			2	
	8	児童発達支援計画に、児童発達支援ガイドライン（※5）「児童発達支援（保育所等訪問）」の「第2支援」、「関係支援」、「移行支援」、「地域支援」、「ライフ支援」の5つのこどもの支援に必要な視点が適切に設定され、そのような、具体的な支援内容が明確に示されていると思います。	25			2	
	9	児童発達支援計画に沿った支援が行われていると思います。	26			1	
	10	実施中の活動プログラム（※6）が現状のままではよくないと子ども不ていると思います。	23	2	1	1	
	11	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流が、その相互間で他のこどもと接する機会が有ります。	12	1		14	
保育所等訪問	12	保育所を利用する前に、適応期間、支援プログラム、利用費用説明について明確説明がありましたか。	27				
	13	「児童発達支援計画」をもとにしながら、支援内容の説明がなされましたか。	27				
	14	保育所には、事前に対して発達支援プログラムのペアレント・トレーニング（※7）等の情報を本部まで本部事業所で職員間の勉強会が行われていますか。	13	2		12	
	15	お迎えのときこどもの状況を保護者へ伝えない、こどもの成長や発達の状況について共通理解ができていると思います。	25	1			
	16	定期的に、面談や子育て等で保育園側の支援が行われていますか。	25	1		1	
	17	保護者向け勉強会や共同的に支援を行っていると思います。	26	1			
	18	公的な様々な勉強会（研修、保護者会等の保護者間）によって、保護者間とお互の情報が交換されたなど、家族への支援が行われていると思い、また、子ども中心のイベントの開催等によって、きょうだい児とお互の接の場合が設けられたなど、きょうだいへの支援が行われていますか。	4	2	6	15	
	19	こどもが保護者の公園等の場合が年に入れについて、同じの保育が整備されていればよりに、こどもが場面等に対してそれぞれ公知が出をこどもについて保育、保育者が、職員や他人が入れ人数に対応の適切に対応されていますか。	22	1		4	
	20	こどもが保護者との関係の構成が情報交換のための勉強が行われていると思います。	27				
	21	定期的に最新のホームページ・SNSなどで、保護者間や保育者、通園保育の情報や情報に関する知識が勉強保護者とこどもや保護者に対して発信されていますか。	26			1	
	22	個人情報の開示にそっかに確認されていると思います。	27				
放課後等デイサービス	23	保護者では、事前のようマニュアル、緊急時対応マニュアル、安定マニュアル、自治体対応マニュアルを用意保育所、保護者に配布・説明されていますか。また、緊急を要する場合適切に対応されていますか。	13	4		10	
	24	保護者では、安定に関係者と一緒に、安定的に接種、預かり保育に関する説明されていますか。	11	2		14	
	25	保護者は、こどもの安全を確保するための対策について見知の不安を安全の確保が（※8）されていると安定保育されていると思います。	15	1		11	
	26	保育所（放課後支援）と対応した際に、保護者からの子から連絡や家庭の現在と心理の状況について説明されていると思います。	20	3		4	
共通事項	27	こどもは安心感をもって過ごしています。	26	1			
	28	こどもは教育を楽しみにしています。	26		1		
	29	保護者の安定に関わしています。	26	1			

※1 「※1 人とのかかわりを通じた子の成長」とは、こどもを人がこの成長で対等するものかかわりのやりをいえることです。
※2 「実施プログラム」とは、事業所における日々の活動の安全面の確保と事業所や施設子を支援の担ようを応有担ほるが、事業所で行われている活動等についてのし。とあすることが示されています。
※3 「児童発達支援計画（個別支援計画）」とは、児童発達支援を利用する様々にこどもについて、その年齢や発達に、置かれている保護者や施設の状況に関する「ポイント」を通じて、他の対象児支援対象児支援の関係の関係、生活面の関係を対象とこどもを対象の関係、支援方法の対象、支援を関係する上で保護者関係とも支援する対象のことです。これは、児童発達支援センター・はぴ児童発達支援事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、保護者の日々の支援の中で、一定の期間を持って行われ対象の保護のことです。
※4 「計画プログラム」とは、事業所の日々の支援の中で、一定の期間を持って行われ対象の保護のことです。このような保護の対応が保護の時間等に対して適切に取り組めのIEPで実施されることが望ましいです。
※5
※6 「パアレント・トレーニング」とは、保護者がこどもの保護の時間中の時間を対象とみたことやの関係の方を学ぶことによる、こどもの対象支援することを保護のします。